

(別紙 2－4　さんま)

第 1　特定水産資源の名称

さんま

第 2　管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3　資源管理の目標

北太平洋漁業委員会（以下この別紙において「N P F C」という。）での合意等に従い、資源の保全を確保できる資源水準の値とする。

第 4　漁獲シナリオ

1　漁獲シナリオ

N P F Cにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。

2　漁獲可能量の算定方法

N P F Cにおいて決定された保存管理措置を考慮して漁獲可能量を定める。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北太平洋さんま漁業（許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の
許可に係る操業区域

② 漁業の種類

北太平洋さんま漁業

③ 漁獲可能期間

8月1日から12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の6月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の7月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係

る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度12月末日までの5年間をいう。以下この管理区分において同じ。）のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量（(1)①の水域におけるものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア）（a）及び（b）を合計した割合（小数点第9位以下を切捨てたものとする。）

（a） 30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

（b） 70パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶

を除く。) ごとの基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により北太平洋さんま漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による北太平洋さんま漁業の起業の認可に基づき法第39

条第1項の規定により北太平洋さんま漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中に棒受網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間の当該船舶のさんまの漁獲量を加えた数量）

- (ウ) 当該船舶により棒受網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合（(イ)に該当する場合を除く。） 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による北太平

洋さんま漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

北太平洋さんま漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

7月15日まで（第6の5の規定による漁獲可能量の変更に伴う年次漁獲割当量の追加設定を行う場合にあっては、当該変更後速やかに追加設定を行う。）

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

2 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北太平洋さんま漁業の許可に係る操業区域

② 漁業の種類

北太平洋さんま漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から7月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 さんまその他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

当該漁業の許可に係る操業区域のうち太平洋の海域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、北太平洋さんま漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。なお、許可省令第85条の規定により、北太平洋さんま漁業を除き、北緯34度54分6秒の線以北、東経139度53分18秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）においては、総トン数10トン以上の動力船によりさんまをとることを目的とする漁業を営むことは禁止されている。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量

の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

- ① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。
- ② 大臣管理区分については、９：１の比率を用いて、第５の１のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）及び第５の２のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）に比例配分する。
- ③ ①及び②の規定にかかわらず、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。

- ① 漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県 (1)①の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際に用いる比率を乗じて得た比率

② 漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分 (1)①の比率

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 1 (1)①の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引

くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、1 (3)に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分及び第5の2のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。ただし、管理年度の開始日から7月末日までに配分する数量の上限は、国の留保分の8割とする。

また、一の都道府県又は大臣管理区分が受けられる配分の上限は、国の留保分の半分とする。ただし、配分を受ける者の間で漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、この限りではない。

① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量

に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）（2）に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合に

あつては、当該配分を行った日) (2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は
当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を
加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、
いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月 日割りによつて計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実
績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であつて、①に定める漁獲実績の値を、①に掲
げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均

した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。) が1 以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5 年間の漁獲実績の値のうち上位3 年間の漁獲実績の値を
平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1 未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5 年間の漁獲実績の値のうち上位3
年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9 日前から基準日までの1 日当たりの
漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者（数
量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間で合意があった場合には当該合意による数量を
用いて配分する。

5 漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について

第5の2のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）において、第5の2(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、当該未利用分の数量を速やかに第5の1のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るさんまを陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がさんまについて2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第5の3のさんまその他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に

上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2－5 まあじ)

第 1 特定水産資源の名称

まあじ

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の 2 系群に分けた資源評価が行われてきたが、東シナ海での産卵に由来する当歳魚の一部は太平洋岸に加入すると考えられているだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては 1 つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和 8 管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和 7 管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容

漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1 目標管理基準値

- (1) まあじのうち資源評価において太平洋系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ太平洋系群」という。） 52千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) まあじのうち資源評価において対馬暖流系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ対馬暖流系群」という。） 273千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

- (1) まあじ太平洋系群 14千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- (2) まあじ対馬暖流系群 103千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

3 禁漁水準値

- (1) まあじ太平洋系群 1.5千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）
- (2) まあじ対馬暖流系群 14千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

- (1) まあじ太平洋系群 令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- (2) まあじ対馬暖流系群 令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

- (1) まあじ太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまあじ太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
 - ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
 - ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値

を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

(2) まあじ対馬暖流系群 1(2)の規定を踏まえたまあじ対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

- (1) まあじ太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力を乗じた値
- (2) まあじ対馬暖流系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力及び0.89
(資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値をいう。) を乗じた値

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まあじ大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大中型まき網漁業の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まあじその他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

当該漁業の許可に係る操業区域のうち太平洋の海域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 1 (1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更

する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

- ① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲

可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日)

(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣

管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げ

る期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。)が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者（数量

を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。)の間で合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るまあじを陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまあじについて2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次

漁獲割当量が区別できるもの)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中 ((2)に規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第5の2のまあじその他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数8隻等）を設ける

ことを通じて、漁獲努力量を制限する。

- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2－6 まいわし太平洋系群)

第 1 特定水産資源の名称

まいわし太平洋系群

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 1,432千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 530千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値 53千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第 4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和 7 年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第 3 の 1 の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1 の規定を踏まえたまいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.0を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

- (1) 管理年度当初の漁獲可能量の算定について

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

- (2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まいわし太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、北海道根室市納紗布岬灯台南東の線、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線、同道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線を中心点正東の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた水域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、①の水域において、周年、かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的とした操業が禁止されているものを除いたもの

③ 漁獲可能期間

6月16日から同年10月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の4月末日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の5月末日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合

には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、漁獲実績、船舶の総数又は総トン数、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する（小数点第7位以下を切捨てたものとする。）。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア） 100パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

（イ） 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は認可のうち操業区域に北部太平洋海区（千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）をいう。）を含み、(1)①の水域での操業が禁止されていないものに限る。）を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

毎管理年度の5月末日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

まいわし太平洋系群を陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は、1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

2 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項（1(1)の大臣管理区分に関する事項を除く。）

① 水域

太平洋の海域（日本海、オホーツク海及びベーリング海を除く。3に定める大臣管理区分において
同じ。）のうち、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間の水域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

3 まいわし太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線以東の水域

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の

点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

② 大臣管理区分については、漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度までの3年間の各管理年度の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、第5の1のまいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）及び第5の2のまいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）に比例配分する。

③ ①及び②の規定にかかわらず、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。

この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和8管理年度から令和12管理年度においては、本規定は適用しない。

① 漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県 (1)①の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際に用いる比率を乗じて得た比率

② 漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分 (1)①の比率に、(1)②の比率を乗じて得た比率

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県とする。
- (2) 1 (1)①の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示

することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。ただし、令和8管理年度から令和12管理年度においては、当該大臣管理区分を含む。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

また、管理年度の5月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当

初の留保の数量の12分の5とする。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を
平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで
漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて
得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

5 漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について

第５の１のまいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第
５の１(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れる
こととし、そのうち第６の１(3)の規定に基づく上乗せ配分に由来する数量を除く数量を、速やかに第５の２
のまいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追

加配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るまいわし太平洋系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまいわし太平洋系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第5の2のまいわし太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（北太平洋さんま漁業（許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数170隻、沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数144隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2－7 まいわし対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源の名称

まいわし対馬暖流系群

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 1,089千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 454千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値 65千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第 4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和 7 年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第 3 の 1 の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。なお、資源再建計画の策定に応

じて、必要な場合には、漁獲シナリオの見直しを行うものとする。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の 1 及び 2 に定めるとおりとする。

1 まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実

績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県とする。
- (2) 1 (1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示

することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。ただし、管理年度の開始日から 7 月末日までに配分する数量

の上限は、国の留保分の8割とする。

また、一の都道府県又は大臣管理区分が受けられる配分の上限は、国の留保分の半分とする。ただし、配分を受ける者の間で漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、この限りではない。

① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に

占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲量と当該大臣管理区分における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を

平均した値

- ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

- ⑤ 基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて

得た値

- (3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間に合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るまいわし対馬暖流系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまいわし対馬暖流系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追

加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 5 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第 8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第 5 の 2 のまいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第 36 条第 1 項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第 2 条第 1 号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数 198 隻、以西底びき網漁業（許可省令第 2 条第 2 号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数 8 隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協

定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 4－1 まいわし対馬暖流系群)

第 1 対象となる特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 資源再建計画の期間

令和 4 管理年度から令和13管理年度まで

第 3 資源再建計画において講ずる措置

別紙 2－7 に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙 2－7 の第 4 の 3 に従って漁獲可能量を定めることとする。

第 4 資源再建計画の検証の方法

- 1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から 2 年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（まいわし対馬暖流系群に係る本則第 8 の 1 の資源管理方針に関する検討会又は T A C 設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加

者間で議論を行う。

- 2 検証の結果、必要と認められる場合には、1の会議における議論も踏まえ、計画の見直しその他必要な措置を講ずることとする。

第5 その他

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量という。）を下回っていることが判明した場合には、別紙2－7の規定に基づき必要な措置を講ずることとする。